

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
農林水産事務関係手数料			農林水産事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
19 [略]	[略]		19 [略]	[略]	
			<u>19の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付</u>	<u>家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料</u>	1,700円
			<u>19の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付</u>	<u>家畜人工授精所開設許可証再交付手数料</u>	1,700円
20 [略]	[略]		20 [略]	[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。